

表4-16 自主的アンケート調査に協力を頂いた電気事業連合会・(社)日本ガス協会加入企業等

(その1) 電気事業連合会加入企業 (10社)

北海道電力(株)	東北電力(株)	東京電力(株)
中部電力(株)	北陸電力(株)	関西電力(株)
中国電力(株)	四国電力(株)	九州電力(株)
沖縄電力(株)		

(その2) (社)日本ガス協会加入企業等 (9社、1市)

北海道ガス(株)	仙台市ガス局	京葉ガス(株)
北陸ガス(株)	東京ガス(株)	静岡ガス(株)
東邦ガス(株)	大阪ガス(株)	広島ガス(株)
西部ガス(株)		

表 4-17 自主的アンケート調査の対計画参加病院(2014年度 5,246 病院)カバー率・回収率

調査対象年度	2006年度 (基準年度)	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
対計画参加病院 カバー率	17.1%	21.5%	26.6%	24.6%	23.4%	23.2%	26.6%	24.2%	24.2%
回収数	973票	1,223票	1,513票	1,397票	1,328票	1,318票	1,393票	1,270票	1,270票
回収率	28.7%	36.9%	32.7%	29.9%	28.9%	28.8%	30.0%	27.7%	27.7%
発送数	3,389票	3,389票	4,632票	4,667票	4,595票	4,577票	4,643票	4,585票	4,585票

4) 医療用亜酸化窒素 N<sub>2</sub>O の排出削減対策 (エネルギー起源以外の温室効果ガスの排出削減対策)

病院から排出される温室効果ガスの 1 つとして、医療用亜酸化窒素(一酸化二窒素、笑気ガス (N<sub>2</sub>O) )がある。

亜酸化窒素は、米国で全身麻酔が開始された頃から近年まで、全身麻酔の中心的な役割を担ってきた。しかし、最近超短時間作用性の静脈麻酔薬 (プロポフォール) や麻薬 (レミフェンタニル) の使用と、亜酸化窒素の地球温暖化に及ぼす悪影響が指摘されて以来、その使用量が減少してきた。

特に近年の医療用亜酸化窒素 (笑気ガス (N<sub>2</sub>O) ) の生産量 (イコール使用量と考える) は急激に減少しており、全病院で見ると、2000 年に 1,081.7t (100.0)であったものが、最新の統計である 2013 年には 260.1 t (24.0) と、この 13 年間で約 8 割弱減少した。(表 4-18 参照)

そして、2013 年の生産量 260.1t は、基準年 2006 年の 798.7 t (100.0) に比べて、67.4%も減少しこの間で約 1/3 弱となった。

表4-18 全病院における医療用亜酸化窒素(笑気ガス(N<sub>2</sub>O))の生産量の推移

(単位: t)

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
医療用亜酸化窒素生産量	1,081.7 (100.0)	1,108.4 (102.5)	1,077.6 (99.6)	1,034.0 (95.6)	959.8 (88.7)	859.4 (79.4)	798.7 (73.8) <100.0>
	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
医療用亜酸化窒素生産量	513.1 (47.4) <64.2>	409.5 (37.9) <51.3>	392.6 (36.3) <49.1>	326.9 (30.2) <40.9>	298.1 (27.6) <37.3>	295.5 (27.3) <37.0>	260.1 (24.0) <32.6>

注 1: 中段は 2000 年を 100 とする対 2000 年比。

注 2: 下段は基準年の 2006 年を 100 とする対 2006 年比。

資料:「薬事工業生産動態統計年報」厚生労働省編集

私立病院の 2014 年の笑気ガスの使用量は、アンケート調査結果から求められた、「N<sub>2</sub>O 病床当り使用原単位」0.1272 kg/床を用いて推計した結果、155.9t となった。(表 4-19 参照)

2014 年度の対前年削減比率は 2012 年度 226.5t (100.0) に対し、2014 年度は 155.9t (68.8) と 31.2%の減少となった。

これを CO<sub>2</sub> に換算すると (表 6-2 の注 2: 地球温暖化係数を利用)、2014 年度の私立病院で使用された笑気ガスは 4.83 万 t-CO<sub>2</sub> に相当し、2012 年度の 7.02 万 t-CO<sub>2</sub> から、前記と同様 31.2%減少した。(表 4-19 参照)

さらに延床面積当たりの CO<sub>2</sub> 換算排出原単位を求めると、基準年の 2006 年度の 2.976kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>(100.0) から、2014 年度に

は 0.692kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>2</sup>(23.3) と、76.7%、約 8 割弱減少したことになる。また、対 2012 年度削減率は 22.8%であった。(表 4-19 参照)

なお、これら CO<sub>2</sub> 換算量は表 3-1 等のエネルギー起源の、CO<sub>2</sub> 排出原単位等の実績に含めてはいない。

前述したように、最近の麻酔の傾向として、超短時間作用性の静脈麻酔薬や麻薬の使用により、亜酸化窒素がなくても全身麻酔のコントロールが容易になってきた。特に、他の吸入麻酔薬も使用せず、静脈麻酔薬だけで麻酔を行う全静脈麻酔が広く用いられるようになった結果、亜酸化窒素も使用されなくなってきた。

今後こういった傾向がさらに持続し、麻酔関連、特に全身麻酔における亜酸化窒素消費量が減少することが予想される。

以上のことから類推できることとして、  
国の長期目標である80%削減を実現する  
ためには、CO<sub>2</sub>排出を大きく減少出来る既存

或いは革新的な電力源の、導入・普及に積  
極的に取り組むことが必須の条件である。

表4-19 医療用亜酸化窒素(笑気ガス(N<sub>2</sub>O))の1病床当り排出原単位と

CO<sub>2</sub>換算排出量

	2006年度 (基準年)	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2014年度
私立病院数	7,604	7,550	7,497	7,461	7,408	7,363	7,329	7,274
病床数(万床)	125.6	125.9	124.5	124.2	123.9	123.4	123.1	122.6
延床面積(千㎡)	64,271	65,793	63,072	64,941	66,512	68,335	69,515	69,833
N <sub>2</sub> O 延床面積当り 使用原単位(kg-N <sub>2</sub> O/㎡)	0.0096	0.0062	0.0062	0.0061	0.0037	0.0044	0.0035	0.0024
N <sub>2</sub> O 病床当り 使用原単位(kg/床)	0.4910	0.3167	0.3225	0.2451	0.1919	0.2280	0.1839	0.1272
N <sub>2</sub> O使用量(t)	616.9	398.8	401.6	392.5	237.7	281.4	226.5	155.9
							<100.0>	<68.9>
CO <sub>2</sub> 換算排出量 (万t-CO <sub>2</sub> )	19.12 (100.0)	12.36 (64.6)	12.45 (65.1)	12.17 (63.7)	7.37 (38.5)	8.72 (45.6)	7.02 (36.7)	4.83 (25.3)
							<100.0>	<68.9>
CO <sub>2</sub> 換算排出原単位 (kg-CO <sub>2</sub> /㎡)	2.976 (100.0)	1.879 (63.1)	1.943 (65.3)	1.874 (63.0)	1.108 (37.2)	1.276 (42.9)	1.030 (34.6)	0.692 (23.3)
							<100.0>	<67.2>

注1: 2008年度～2012年度の笑気ガス(N<sub>2</sub>O)の病床当り排出原単位は、アンケート調査よりN<sub>2</sub>Oの総量をアンケート回答病院の全病床数で割って求めた。又、全病院のN<sub>2</sub>O排出量はこの原単位と病床数により求めたものである。

注2: 地球温暖化係数: 温室効果ガスは、種類が異なれば同じ量であっても温室効果の影響度が異なるため、その持続時間も加味した地球温暖化係数(GWP: Global Warming Potential)を定め、CO<sub>2</sub>に換算できるようにルール化してある。笑気ガス(N<sub>2</sub>O)もこの係数を使ってCO<sub>2</sub>に換算でき、2014年度の病院の換算は下記ようになる。

$$\text{CO}_2 \text{量} = \text{N}_2\text{O 量} \times \text{N}_2\text{O (GWP)} / \text{CO}_2 \text{ (GWP)}$$

$$4.83 \text{ 万 t - CO}_2 = 155.9 \text{ (t)} \times 310 \text{ (GWP)} / 1 \text{ (GWP)}$$

5. 温暖化対策関連の法制面の変化等と  
エネルギー料金高騰による病院経営への影響に関する研究

## 1) 温暖化対策関連の法制面の変化等

### (1) 「エネルギー使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の改正

2014年度における地球温暖化対策をとりまく法制面では、2010年度から「エネルギー使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」ともいう)が改正され、事業者(法人)単位規制(全管理施設の使用エネルギーが一定以上の事業者(法人)は、特定事業者として事業者単位のエネルギー管理(届出)を求められる)の導入と、特定建築物に該当する最低規模が下げられ、床面積300㎡以上の中小規模の建築物の新築・増改築の際にも、省エネ措置の届出が義務付けられた。

病院の運営主体は、その運営する施設が病院のみでなく様々な施設が他にあること

から、「省エネ法」の改正により該当する法人は、2010年度以降地球温暖化対策を病院以外の他の施設と、一体的に行うことが求められることとなった。

2014年度の調査結果によれば、病院単体で使用するエネルギー総量が原油換算で1,500kL以上の施設は193病院(アンケート結果より推計)で、エネルギー使用量について回答した1,270病院の15.2%であり、おおむね2万㎡以上の規模の病院が多かった。(表5-1、表5-2参照)

当然のことながら、特に特定機能病院は原油換算で1,500kL以上の施設が多く、アンケート回答病院(18病院、100%)の内、12病院66.7%が1,500kL以上の施設であった。(表5-1参照)

表5-1 エネルギー使用量が病院単体で原油換算1,500kL以上の病院数(2014年度、N=193)

病院種別	病院単体のエネルギー使用が原油換算1,500kL以上			アンケート回答病院
	エネルギー使用状況届出書		合計	
	提出	なし		
一般病院	162 (15.8%)	18 (1.8%)	180 (17.6%)	1,024 (100.0%)
特定機能病院	12 (66.7%)	0 (0.0%)	12 (66.7%)	18 (100.0%)
精神科病院	1 (0.4%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	228 (100.0%)
合計	175 (13.8%)	18 (1.4%)	193 (15.2%)	1,270 (100.0%)

注1:「エネルギー使用状況届出書」の提出病院175件は、2014年度に提出したものである。

表5-2 病院単体で原油換算1,500kL以上エネルギー使用の病院数(2014年度、N=1,199)

	原油換算1,500kL以上 使用病院	占有率(%)	エネルギー使用量 回答件数
4,000㎡未満	0	(0.0%)	114
4,000～5,999㎡	0	(0.0%)	144
6,000～7,999㎡	0	(0.0%)	189
8,000～9,999㎡	0	(0.0%)	131
10,000～19,999㎡	2	(0.6%)	355
20,000～29,999㎡	57	(44.2%)	129
30,000～39,999㎡	64	(95.5%)	67
40,000～49,999㎡	24	(100.0%)	24
50,000㎡以上	46	(100.0%)	46
合計	193	(16.1%)	1,199

注1:合計の1,199病院はエネルギー消費量の記入があった病院数。

また、「エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律」（以後、「改正省エネ法」ともいう）が、2014年（平成26年）4月1日から施行されることとなった。これにより、報告期間が2015年（平成27年）7月末日以降の報告から「改正省エネ法」が適用される。

この改正省エネ法の目的は、①民生部門（業務・家庭）の省エネ対策と、②需要家側の電力ピーク対策とされている。この法律には、①「建築材料に係るトップランナー制度」の採用、具体的にはエネルギーを消費しない製品である建築外皮（窓、断熱材等）の断熱性能を上げて省エネを図ることや、②電力需要家側の電力ピークカットの対策と言われているものが盛り込まれている。（図5-1参照）

①民生部門（業務・家庭）の省エネ対策については、電力プロバイダーの使用端排出係数の上昇が根本的な問題であり、この解決なくして民生部門における省エネ及びCO<sub>2</sub>排出量の削減をあり得ない。

また、②電力需要家側の電力ピークカットの対策としての、「電気の需要の平準化」の推進については、これまで京都議定書に基づく目標達成に鋭意努力してきた医療業界にとって、大きな問題点・疑問点がある。

「電気の需要の平準化」の内容については、図3-2にそのポイントを資源エネルギー庁が作成した「省エネ法の改正について」（資源エネルギー庁 省エネルギー対策課、平成26年2月5日）より抜粋した。（図5-2参照）

これによれば、「電気の需要の平準化」とは、「電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させること」をいい、「電気需要平準化」の「季節」「時間帯」とは、「全国一律で7～9月（夏期）及び12～3月（冬期）の8～22時のこと（土日祝日を含む）」としている。

そして、電気需要平準化時間帯における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう、電気需要平準化

時間帯の電気使用量を1.3倍して算出する「電気需要平準化評価原単位」なるものを導入している。（図5-2参照）

資源エネルギー庁によれば、これにより電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が、従来のエネルギー消費原単位に比べ大きく評価されることとなるとしている。

この改正省エネ法の第一の問題点・疑問点は、「電力ピーク対策」といいながら、その対象となる「電気需要平準化時間帯」の設定が、全国一律で8～22時と昼間を中心に長い時間帯が設定されていることである。8～22時という長い時間帯を、果たして「電力ピーク」の時間帯と言うのであろうか。

電力使用制限令が発動された時でも、その対象時間帯は平日の昼を挟んだ9時～20時で、これほどの長時間ではなく、土日祝日を含んでいなかった。それでも電力使用のピークを非常に広めにとっていると考えられるが、省エネ対策といいながら、まさに原発事故による定常的なベース電力の供給不足という、我が国固有のエネルギー供給問題対策としか言いようがない。

第二の問題点・疑問点は、これまで京都議定書に基づく地球温暖化対策として、地道な努力によりエネルギー消費原単位の減少（イコールCO<sub>2</sub>原単位の削減）という、目標達成に鋭意努力してきた業界・施設にとって不利な扱いを受ける可能性がある。この評価制度は、原発事故による定常的なベース電力の供給不足という我が国固有のエネルギー供給問題を、CO<sub>2</sub>排出原単位の削減（1.3倍にされたエネルギー消費削減量によるCO<sub>2</sub>排出原単位の算出）という地球温暖化対策にリンクさせ、これに協力する者のみに、地球温暖化対策面での過大なメリットを与えることになる可能性がある。

電気需要平準化時間帯のカットを、CO<sub>2</sub>排出原単位削減の算出方法に組み込まれることになれば、医療機関の場合、昼前後の特定の時間帯に電力使用のピークがくるのではなく、朝の8時半ぐらいから夕方17時過ぎまで、定常的に高い電力使用状態が続

くのが特徴であり、患者さんの受け入れを考えた場合、昼間の長い時間帯に電力カットを行える状況にない。

そして、国際的な視点からの第三の問題点・疑問点は、第二の問題点・疑問点と関係することで、仮に 1.3 倍にされたエネルギー消費削減量が CO<sub>2</sub> 排出原単位の算出にリンクされることになれば、我が国だけに通用するローカルルールであり、国際的には通用しない問題と言える。

また第四の問題点は、エネルギー消費原単位の算出の方法が複雑になり、現在でも非常に煩雑な電力・ガス・石油等の使用量データの作成を各病院に行ってもらっている訳であるが、それが電力については毎日時間単位で算出することが必要になり、アンケート調査への回答が低下することが考えられる。そして、これに対応出来る施設は多くの人員を抱える大規模施設となり、現在実質的に高い CO<sub>2</sub> 排出原単位となっている施設が、現状の水準からの低減対策を阻害する可能性がある。

更に第五の問題点は、今後地球温暖化対策を進めていく場合に、各病院の現場において混乱が生じる可能性があるということである。改正省エネ法では、「従来からの『エネルギー消費原単位』と『電力平準化評価原単位』の、どちらか一方で年平均 1% 以上低減することを目指す」としている。エネルギー問題に詳しくない担当者にとって、混乱することが十分予想される。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案【省エネ法】」の概要

※日切れ法案

1. 背景

- (1) 我が国経済の発展のためには、エネルギー需給の早期安定化が不可欠であり、供給体制の強化に万全を期す。
- (2) その上で、需要サイドにおいては、持続可能な省エネを進めていく観点から省エネ法の改正を実施し、所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

- (1) 自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する。
- (2) 需要家が、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価することで、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくする。
- (3) 「本年3月31日までに廃止するものとする。」とされている省エネ・リサイクル支援法を廃止する。(日切れ法案)

3. 措置事項の概要

A. 民生部門の省エネ対策

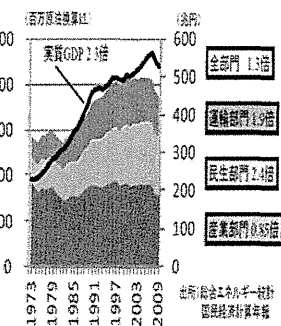
建築物等に係るトップランナー制度

- (1) これまでのトップランナー制度は、エネルギーを消費する機械器具が対象。今般、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する製品を新たにトップランナー制度の対象に追加する。
- (2) 具体的には、建築材料等(窓、断熱材等)を想定。企業の技術革新を促し、住宅・建築物の断熱性能の底上げを図る。

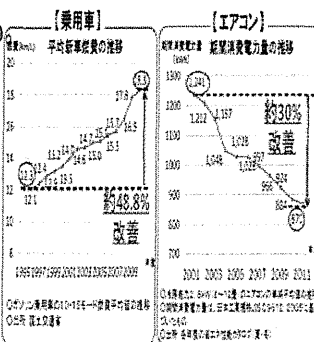
※トップランナー制度：エネルギー消費機器の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度先に設定される目標年度において高い基準(トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度。

- (現行の対象機器) 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器等 26機器
- (新規追加案) 窓、断熱材 等

最終エネルギー消費量の推移(73年から09年)



トップランナー制度による効果



※ 目標年度までの期間を十分に確保することで、新技術の導入を促し、これまでの前をあとに歴史的な底上げにより消費者にメリット。  
①例) ルームエアコン

	価格	省エネ性能
1999年(設定年度)	141,920円	1068kWh
2004年(目標年度)	86,740円	945kWh

B. 電力ピーク対策

需要家側における対策

- (1) 需要家が、従来の省エネ対策に加え、蓄電池やエネルギー管理システム(BEMS・HEMS)、自家発電の活用等により、電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これをプラスに評価できる体系にする。
- (2) 具体的には、ピーク時間帯に工夫して、系統電力の使用を減らす取組(節電)をした場合に、これをプラスに評価することで、省エネ法の努力目標(原単位の改善率年平均1%)を達成しやすくなるよう、努力目標の算出方法を見直す。

C. 省エネ・リサイクル支援法の廃止(日切れ)

「平成25年3月31日までに廃止するものとする。」と規定されている、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する。



図5-2 省エネ法の改正について(電気の需要の平準化の推進)

(その1)

## 電気需要平準化時間帯の設定

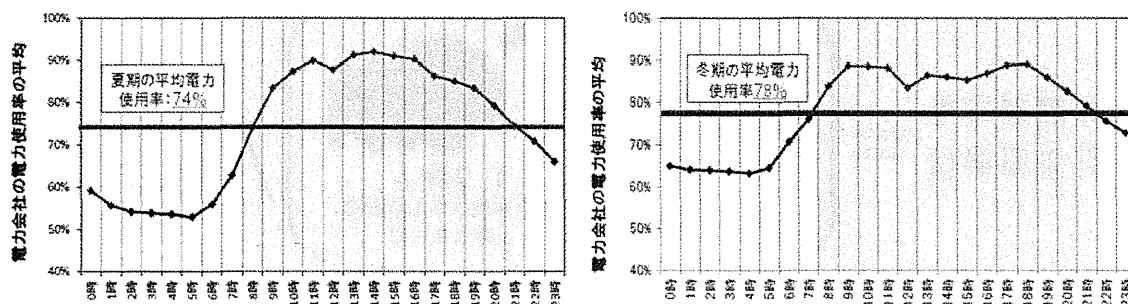
(1) 電気需要平準化時間帯

- 「電気需要平準化時間帯」とは、「電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯」をいう。  
(法第5条第2項第1号)

具体的な時間帯は、

- ⇒ 全国一律で7～9月(夏期)及び12～3月(冬期)の8～22時のこと(土日祝日を含む)。

※この時間帯は、夏期・冬期ともに電力使用率が概ね1日の平均を上回る時間帯。



電力会社(沖縄電力除く。)の2012年度夏期・冬期の最大需要日の電力使用率の推移(左:夏期、右:冬期)

16

(その2)

## 新たな原単位の策定

(2) 電気需要平準化評価原単位

- 電気の需要の平準化に資する措置を実施した事業者が、省エネ法上不利な評価を受けないよう、新たな原単位を策定。

新たな原単位として、

- ⇒ 電気需要平準化評価原単位を策定

○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(抜粋)

I エネルギーの使用の合理化の基準 (略)

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位(以下「電気需要平準化評価原単位」という。)を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

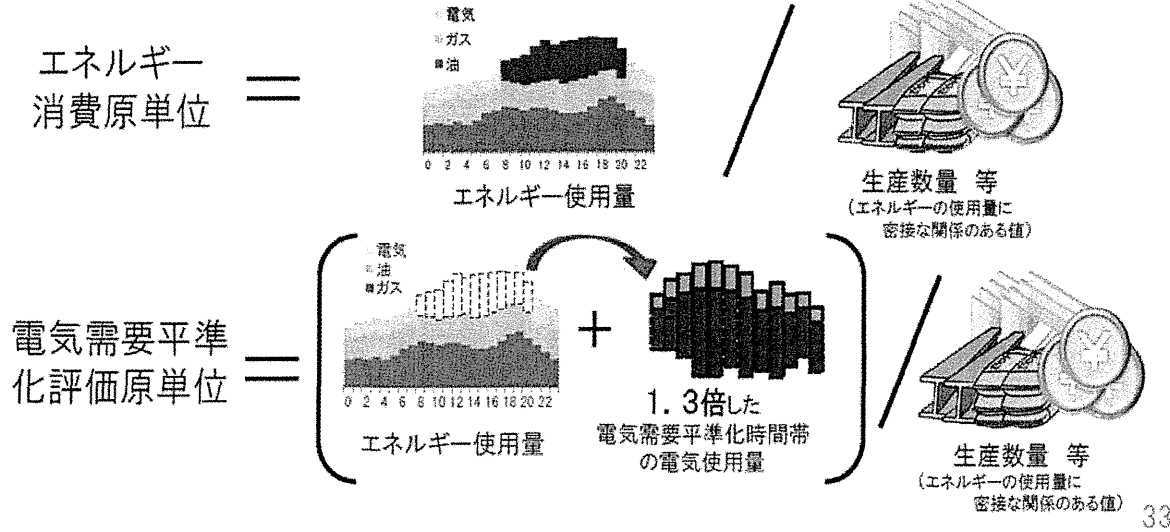
資料:「省エネ法の改正について」資源エネルギー庁 省エネルギー対策課、平成26年2月5日

(その 3)

## 電気需要平準化評価原単位とは

④ 電気需要平準化時間帯

- 「電気需要平準化評価原単位」とは、**電気需要平準化時間帯**における電気使用量を削減した場合、これ以外の時間帯における削減よりも原単位の改善率への寄与が大きくなるよう、**電気需要平準化時間帯の電気使用量を1.3倍して算出するもの。**
- これにより、電気需要平準化時間帯の電気使用量の変化に伴う原単位の変動が、エネルギー消費原単位に比べ大きく評価されることとなる。



33

(その 4)

## 定期報告における変更点のポイント

- 改正内容を踏まえ、定期報告書の様式を改訂。
- 新様式は、平成27年度提出(平成26年度実績)の報告分より適用。
- 平成26年度提出(平成25年度実績)の報告分については、従来の様式での報告となることに注意。

(1) 電気需要平準化時間帯の買電量

(2) 電気需要平準化評価原単位の変化状況と悪化理由

(3) 電気の需要の平準化に資する措置

(4) ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しによる変更

(2) 「改正再エネ特措法」

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」(以下、「改正再エネ特措法」ともいう)が、2016年(平成28年)2月9日閣議決定され、第190回通常国会の衆議院で受理された。(2016年2月現在)

本法律案は、再生可能エネルギーの固定価格買取(以下、「FIT」(Feed-in Tariff)ともいう)における、認定量の約9割を占める事業用太陽光による国民負担の抑制を図ることを中心とした、固定価格買取制度の見直し等を行うものとされている。

国会で議決されれば、2017年(平成29年)4月1日(ただし、賦課金減免制度の見

直しに関する事項は、2016年(平成28年)10月1日)から施行されることになっている。

① 改正の背景と目的

国によれば、今回の「改正再エネ特措法」の背景・目的として、各々下記の3点が指摘されている。(表5-3参照)

中でも根本的な問題が①-1、①-2だが、①-2については2015年度(平成27年度)買取費用が約1.8兆円、直接国民負担となる賦課金総額は1.3兆円にものぼり、導入初期に比べ約10倍に達している。(表5-3、5-9参照)

表5-3 「改正再エネ特措法」の背景と目的

① 改正の背景		② 改正の目的	
エネルギーミックスにおける2030年度の再生可能エネルギーの導入水準(22-24%)の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要	①-1 FIT認定量の約9割が事業用太陽光	再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立	②-1 エネルギーミックスを踏まえた電源間でバランスの取れた導入を促進
	①-2 買取費用が約1.8兆円に到達 ※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し		②-2 国民負担の抑制のためコスト効率的な導入を促進
	①-3 一昨年(2014年)、九州電力等で接続保留問題が発生		②-3 電力システム改革の成果を活かした効率的な電力の取引・流通を実現

資料:「固定価格買取制度(FIT)見直しのポイント」資源エネルギー庁、省エネルギー・新エネルギー部、新エネルギー対策課、平成27年12月

そこで、2015年度にフォローアップ委員会へ提出された日本医師会の資料を用い、表中の「① 改正の背景」の3つの問題について詳しく言及しておく。

すなわち、問題の発端は2014年(平成26年)6月末時点で、北海道・東北・四国・九州・沖縄の各電力会社において、太陽光による再生可能エネルギーの買取(調達)に伴う接続申込が急増したため、これに対する回答保留が発生し、再生可能エネルギー固定価格買取制度の抜本的な見直しが求められる状況となったことである。

1) 太陽光発電による認定容量急増の問題

太陽光による再生可能エネルギー発電設備の認定容量が、2013年(平成25年)3月から2014年(平成26年)6月にかけて急激に増加し、2014年(平成26年)6月末現在の認定容量は7,178万kWに、また認定件数は131.6万件に達した。(図5-3参照)

この認定容量のほとんどが太陽光発電(非住宅)で、かつメガソーラーと言われる大規模なものが含まれ、2012年(平成24年)7月~2014年(平成26年)6月末の累積では、全認定容量7,178万kWの内太陽光発電は6,604万kWで、認定容量全体の実に91.9%を占める状況となった。(表5-4参照)

## 2) 4 電力会社における接続申込への回答保留の発生

北海道・東北・四国・九州・沖縄の5電力会社では、低負荷期電力需要(100.0)が約270万kW、約970万kW、約250万kW、約800万kW、約50万kWであるのに対し、認定設備容量は各々約330万kW(122.2)、約1,150万kW(118.6)、約250万kW(100.0)、約1,790万kW(223.8)、約60万kW(120.0)と、認定設備容量が電力会社全体の低負荷期電力需要と同じか、これを大幅に上回る電力会社(北海道、東北、九州、沖縄)が発生した。(表5-5参照)

この状況に対し5電力会社では、小規模の太陽光発電(東北電力は全ての小規模エネルギー電源)を除き、全ての接続申込への回答保留がなされた。

## 3) 回答保留に至った大きな要因

こうした接続申込への回答保留がなされた大きな要因の一つとして、最もコストの高い太陽光発電を無制限に、かつその利益を特に配慮する買取対象として認めたことがある。

すなわち太陽光発電は、再生可能エネルギー発電設備の中でも、比較的短期間でかつ容易に認定申請が出来るとともに、規模の大きな発電設備の調達価格が非常に高く

設定されたため、投資ファンドを含む民間投資案件として非常に魅力的であったことがある。(表5-6参照)

2014年度(平成26年度)の調達価格(税除)をみると、大きな規模の太陽光発電(10kW以上)は32円/kWhで、これを上回る価格の大きな規模の発電設備は、洋上風力(20kW以上)36円/kWh、メタン発酵ガス化発電39円/kWhのみしかなく、これらは太陽光発電に比べ様々な条件をクリアすることが求められ、容易に認定申請できない。(表5-6参照)

そして、高い調達価格を担保したのが「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「再エネ特措法」「FIT」ともいう)の異例な下記附則である。

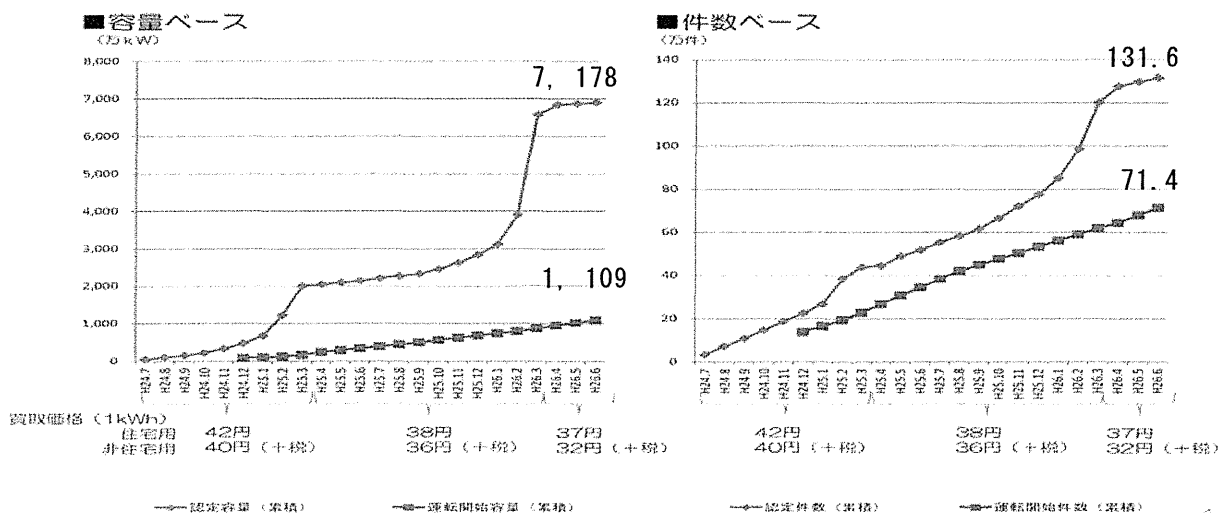
### 【附則 特定供給者が受けるべき

### 利潤に対する特別の配慮】

**第七条 経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して三年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。**

資料：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、附則

図5-3 買取制度当初から2014年6月末時点までの再生可能エネルギー発電設備の導入状況



資料：「再生可能エネルギーの状況について」資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ(第1回、2014年10月26日)

表5-4 2014年6月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況

再生可能エネルギー発電設備の種類	設備導入量（運転を開始したもの）				認定容量
	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後			固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度の導入量（7月～3月末）	平成25年度の導入量	平成26年度の導入量（4月～6月末）	平成24年7月～平成26年6月末
太陽光（住宅）	約470万kW	96.9万kW	130.7万kW	12.4万kW	292万kW
太陽光（非住宅）	約90万kW	70.4万kW	573.5万kW	204.5万kW	6,604万kW
風力	約260万kW	6.3万kW	4.7万kW	0.2万kW	121万kW
地熱	約50万kW	0.1万kW	0万kW	0万kW	1万kW
中小水力	約960万kW	0.2万kW	0.4万kW	0.7万kW	32万kW
バイオマス	約230万kW	2.1万kW	4.5万kW	1.8万kW	128万kW
合計	約2,060万kW	175.8万kW	713.9万kW	219.6万kW	7,178万kW (1,315,806件)
		1109.3万kW（714,303件）			

※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。

※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

資料：「再生可能エネルギーの状況について」資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（第1回、2014年10月26日）

3

表5-5 2014年6月末時点における再生可能エネルギー発電設備接続申込への回答保留状況

電力会社	設備認定量（万kW）	太陽光・風力の導入量と申込量の合計（万kW）	低負荷期電力需要（万kW）	現在の各社の状況
北海道	約330	（導入量：約70） ※平成25年3月の時点で、太陽光を約190万kW、風力を56万kW受付済み	約270	10kW未満の太陽光を除くすべての接続申込の回答保留（9月30日公表） （ただし、500kW以上の太陽光発電設備は、出力抑制を無補償とすることを条件に接続可能。）
東北	約1150	約1260（接続検討未了の案件約600を含む）	約970	50kW未満の案件を除くすべての接続申込の回答保留（9月30日公表）
四国	約250	約280（接続検討未了の案件約20を含む）	約250	10kW未満の太陽光を除くすべての接続申込の回答保留（9月30日公表）
九州	約1790	約1760 導入量：約390 申込量：約1370（接続検討未了の案件約500を含む）	約800	10kW未満太陽光を除くすべての接続申込の回答保留（9月24日公表）
沖縄	約60	約32（太陽光のみ） 導入量：約13 申込量：約19	約50	申込量が受入可能量を超過（9月30日公表） 今後は「特定期間の太陽光発電停止」や「太陽光発電設備側において蓄電池設置」による対策を含め、個別に協議。

※ 公表資料をベースに作成。

※ 設備認定量は、平成24年7月の固定価格買取制度開始前の設備からの移行認定は含んでいない。

※ 各社は年度末の対応として、接続検討が未了でも申込を受け付けているため、申込量には一部接続検討未了の案件が含まれる。

資料：「再生可能エネルギーの状況について」資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会

省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ（第1回、2014年10月26日）

3

表5-6 調達価格・調達期間の推移(2012年度(平成24年度)～2016年度(平成28年度案))

再生可能エネルギー発電設備の区分等			調達価格 (円/kWh, 税込)					
			2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	
太陽光	出力10kW未満 ※1	単独で設置する場合	42.00	38.00	37.00	33.00	出力制御対応 機器設置義務 あり	33.00
		自家発電設備等を併設する 場合 当該発電設備等により 供給される電気が再生可能 エネルギー 電気の供給量に 影響を与えるもの	34.00	31.00	30.00	27.00	出力制御対応 機器設置義務 なし	31.00
	出力10kW以上	平成27年4月1日から6月30 日まで	43.20	38.88	34.56	31.32	-	24.00
	平成27年7月1日から平成 28年3月31日まで	29.16						
風力	出力20kW未満		59.40	59.40	59.40	59.40	-	55.00
	出力20kW以上	洋上風力※2以外	23.76	23.76	23.76	23.76	-	22.00
		洋上風力			38.88	38.88	-	36.00
水力	出力200kW未満	特定水力※3以外	36.72	36.72	36.72	36.72	-	34.00
		特定水力			27.00	27.00	-	25.00
	出力200kW以上 1,000kW未満	特定水力以外	31.32	31.32	31.32	31.32	-	29.00
		特定水力			22.68	22.68	-	21.00
	出力1,000kW以上 30,000kW未満	特定水力以外	25.92	25.92	25.92	25.92	-	24.00
		特定水力			15.12	15.12	-	14.00
地熱	出力15,000kW未満		43.20	43.20	43.20	43.20	-	40.00
	出力15,000kW以上		28.08	28.08	28.08	28.08	-	26.00
バイオ マス	1.バイオマスを発酵させることによって得られるメタン を電気に変換する設備		42.12	42.12	42.12	42.12	-	39.00
	2.森林における立木竹の伐採又は間伐材により発生 する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを 除く。)を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃 棄物発電設備を除く。)であって、その出力が 2,000kW未満のもの		34.56	34.56	34.56	43.20	-	40.00
	3.森林における立木竹の伐採又は間伐材により発生 する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを 除く。)を電気に変換する設備(1の設備及び一般廃 棄物発電設備を除く。)であって、その出力が 2,000kW以上のもの					34.56	-	32.00
	4.木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じる バイオマス(当該農産物に由来するものに限る。)を 電気に変換する設備(1から3及び5の設備並びに 一般廃棄物発電設備を除く。)		25.92	25.92	25.92	25.92	-	24.00
	5.建設資材廃棄物を電気に変換する設備(1の設備 及び一般廃棄物発電設備を除く。)		14.04	14.04	14.40	14.04	-	13.00
	6.一般廃棄物発電設備又は一般廃棄物発電設備 及び1から5の設備以外のバイオマス 発電設備		18.36	18.36	18.36	18.36	-	17.00

資料:「再生可能エネルギーの平成28年度の買取価格・賦課金単価を決定しました」経済産業省、平成28年3月18日等

4) 制度発足当初より十分予想された太陽光発電急増の問題

そもそも再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まった時点で、太陽光発電急増の問題発生は十分予想された。

資源エネルギー庁「コスト等検証委員会」のコスト試算によれば、太陽光発電のコスト(30.1~45.8円/kWh)が、他の再生可能エネルギー発電設備に比べ最も高かった。そして、発足当初2012年度(平成24年度)の調達価格は、コスト試算額の上限値に近い43.20円/kWh(10kW以上)と、他のエネルギー源に対し事業参入が容易な割に、非常に高く設定されたことが問題の根源である。(表5-6、図5-3参照)

このため、資源エネルギー庁の試算(2014年(平成26年)10月26日時点)によれば、

この時点の認定量が全て運転開始した場合、電力消費者が負担する賦課金(単年度)は2.7兆円(100%)にのぼり、この内太陽光(非住宅)は実に2.2兆円を占め全体の81.5%に達すると試算されている。(表5-7参照)

一方、単価が安く、ベース電源の性格を持つ「地熱」「水力」は各々34億円(0.1%)、346億円(1.3%)と、非常に低い水準に止まっている。(表5-7参照)

この全賦課金の試算値2.7兆円は、現在運転開始分の賦課金6.5千億円の実に4.2倍である。これにより、電気使用量が少ない300kWh/月の場合、その負担額が現在運転分に対応する225円/kWhから935円/kWhと4.2倍に急増すると国は試算している。

表5-7 認定量が全て運転開始した場合(※)の賦課金額(2014年10月26日試算)

表1	現在運転開始分	全て運転開始した場合
賦課金額(単年度) ※1	6500億円	2兆7018億円
賦課金単価	0.75円/kWh	3.12円/kWh
月間負担額 ※2	225円/月	935円/月
減免措置額(単年度) ※3	290億円(H26年度予算)	1364億円

※1 賦課金については、認定設備の運転開始時期については考慮せず、認定された設備が即運転開始するという整理で試算。

※2 電気の使用量が300kWh/月の場合。

※3 減免対象電力量(2014年度見込み値547億kWh) × 賦課金減免単価(賦課金単価に賦課金減免率80%を乗じた値)

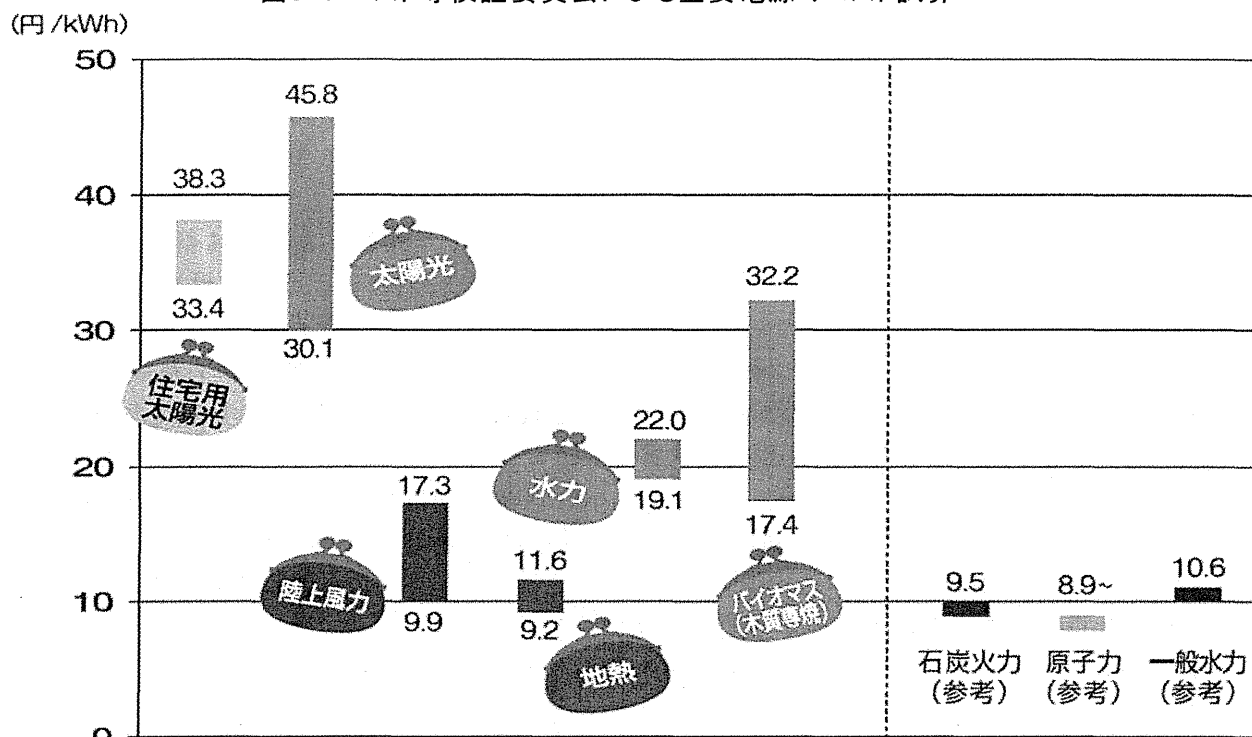
表2 全て運転開始した場合の再生可能エネルギー電源毎の買取量と賦課金額の内訳

	買取量	賦課金額 ※4
太陽光(住宅)	48億kWh	1554億円
太陽光(非住宅)	755億kWh	2兆2174億円
風力	65億kWh	782億円
地熱	1億kWh	34億円
水力	22億kWh	346億円
バイオマス・廃棄物	169億kWh	2125億円

※4 費用負担調整機関の事務費見込み(2.7億円)は除外

資料: 「再生可能エネルギーの状況について」資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 系統ワーキンググループ(第1回、2014年10月26日)

図5-4 コスト等検証委員会による主要電源のコスト試算



資料: 「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」資源エネルギー庁(2014年3月)

5) 一部産業のみに導入されている国費による減免制度の問題

ドイツと同様我が国においても、一部産業のみに対し国費による減免制度が導入されている。この減免制度は 2014 年度(平成 26 年度)予算で、電力多消費事業者 1,031 事業者を対象に、290 億円(単年度)が措置され、全て運転を開始した場合 1,364 億円にのぼるとされている。

この減免制度は電力多消費事業者が対象で、主要業種としては鉄鋼、化学、非鉄金属、電子部品・デバイス、鋳造・熱処理、鋁業・窯業、上下水道・工業用水、食料品製造等、熱供給、冷蔵倉庫といったものが対象とされ、大企業が多くを占めていると考えられる。



## ② 現状(2015年(平成27年4月末時点、及び当初見込み))での再生可能エネルギーの各電源の導入と賦課金単価の状況

### 1) 再生可能エネルギーの各電源の導入状況

前記 2014 年に発生した再生可能エネルギーの各電源の導入と賦課金の問題について、まず現状(2015年4月末時点)の状況について整理した。(表 5-8 参照)

2012 年 6 月末時点の全体の設備導入量(2012 年(平成 24 年)7 月～2014 年(平成 26 年)6 月末)が、1,109.3 万 kW(100.0)、714,303 件(100.0)であったものが、現状(2012 年(平成 24 年)7 月～2015 年(平成 27 年)4 月末)では 2,011.6 万 kW(181.3)と、発電設備量は大きく増加した。(表 5-4、8 参照)

特に太陽光(非住宅)は、2014 年 6 月末時点の設備導入量が 848.4 万 kW(100.0)であったものが、現状では 1,622.3 万 kW(191.2)と約倍増している。そして全体の発電設備導入量に占める太陽光のシェアは、2014 年 6 月末時点では 76.5%であったものが、現状では 80.6%に増加している。

一方認定容量についてみると、2014 年 6 月末時点の全体の認定容量・件数が、7,178 万 kW(100.0)、1,315,806 件(100.0)であったものが、現状では、8,760 万 kW(122.0)、1,675,5001 件(127.3)と、発電設備量・件数とも大きく増加した。(表 5-4、8 参照)

特に太陽光(非住宅)は、2014 年 6 月末時点の認定容量が 6,604 万 kW(100.0)であったものが、現状では 7,863 万 kW(119.1)と約 2 割増加した。ただし、全体の発電設備導入量に占める太陽光のシェアは、2014 年 6 月末時点では 92.0%であったものが、現状では 89.8%とやや減少している。(表 5-4、8 参照)

### 2) 電力消費者に課される賦課金単価と総額の推移

一方、電力消費者に課される賦課金単価と総額の推移についてみると、FIT 導入当初

の 2012 年度の 0.22 円/kWh と 2.1 倍にもなっている。そして、FIT 導入当初の 2012 年度の 0.22 円/kWh (100.0)と比べ、現状(2015 年度(平成 27 年度)収支の当初見込)の 1.58 円/kWh は 718.2(約 7.2 倍)にもなる。(表 5-9 参照)

そして運転開始分の賦課金総額は、FIT 導入当初の 2012 年度の 6,520 億円(100.0)と比べると、現状(前記と同様)の 1 兆 3,222 億円は 1,012.4(約 10.1 倍)にもなる。(表 5-9 参照)

表5-8 現状の再生可能エネルギーの各電源の導入

再生可能 エネルギー 発電設備 の種類	設備導入量(運転を開始したもの)				認定容量	
	固定価格買取制度 導入前		固定価格買取制度 導入後		固定価格買取制度 導入後	
	平成24年6月末 までの累積導入量		平成24年7月～ 平成27年4月末 までの導入量		平成24年7月～ 平成27年4月末	
太陽光 (住宅)	約470万kW	22.8%	318.8万kW	15.8%	384万kW	4.4%
太陽光 (非住宅)	約90万kW	4.4%	1,622.3万kW	80.6%	7,863万kW	89.8%
風力	約260万kW	12.6%	33.1万kW	1.6%	232万kW	2.6%
地熱	約50万kW	2.4%	0.5万kW	0.0%	7万kW	0.1%
中小水力	約960万kW	46.6%	10.0万kW	0.5%	66万kW	0.8%
バイオマス	約230万kW	11.2%	26.9万kW	1.3%	208万kW	2.4%
合計	約2,060万kW	100.0%	2,011.6万kW	100.0%	8,760万kW	100.0%
			1,019,471件		1,675,500件	

資料:「新エネルギー小委員会の検討状況について」総合資源エネルギー調査会、基本政策分科会第14回会合、平成27年8月

表5-9 固定価格買取制度により電力消費者に課される賦課金単価と総額の推移

	賦課金単価 (標準家庭月額)	収支の 当初見込 (賦課金総額)
2012年度 (平成24年度)	0.22円/kWh (100.0) (66円/月)	1,306億円 (100.0)
2013年度 (平成25年度)	0.35円/kWh (159.1) (105円/月)	3,289億円 (251.8)
2014年度 (平成26年度)	0.75円/kWh (340.9) (225円/月)	6,520億円 (499.2)
2015年度 (平成27年度)	1.58円/kWh (718.2) (474円/月)	1兆3,222億円 (1,012.4)

資料:「新エネルギー小委員会の検討状況について」総合資源エネルギー調査会、基本政策分科会第14回会合、平成27年8月

### ③ 「改正再エネ特措法」の概要

#### 1) 「再エネ特措法」改正の概要

国によれば「改正再エネ特措法」(2016年(平成28年)2月9日閣議決定したもの)の概要は、次表のように4点に整理されている。(表5-10参照)

その第一は「新認定制度の創設」で、「再生可能エネルギー発電事業者の事業計画について、その実施可能性(系統接続の確保等)や内容等を確認し、適切な事業実施が

見込まれる場合に経済産業大臣が認定を行う制度を創設する」としている。

第二は「入札の導入」と長期開発へ配慮した「買取価格の見直し」で、前者については「調達価格の決定について、電源の特性等に応じた方式をとることができるようにするため、電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効である場合には、入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みを導入する」としている。また、後者については「開発期間に長期を要する電源などについては、あらかじめ、複数年にわたる調達

価格を定めることを可能とする」としている。

また第三は「買取義務者の見直し等」で、「広域運用等を通じた再生可能エネルギー電気の更なる導入拡大を図るため、買取義務者を小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。また、買い取った電気を卸電力取引市場において売買すること等を義務づけるとともに、供給条件を定めた約款について、経済産業大臣への届出を義務づける等の措置を講じる」としている。

さらに第四は「賦課金減免制度の見直し」で、「電気を大量に消費する事業所における賦課金の減免制度について、我が国の国際競争力を強化するという制度趣旨を明確化するとともに、この制度の対象となる事業者の省エネルギーに向けた取組を確認することができるように制度を見直す」としている。(表 5-10 参照)

## 2) 調達価格・調達期間と入札等

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案要綱」において、「調達価格・調達期間」と「入札等」の調達方法が示されている。

### ① 調達価格・調達期間

調達価格・調達期間に関する第一は、「経済産業大臣は、必要があると認めるときは、当該年度の翌年度以降に定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができる(第三条第二項関係)」ものとしている。

また第二として、「経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めなければならないものとする(第三条第十二項関係)」としている。

### ② 入札の実施等

入札の実施等については、まず第四条で「入札による供給価格の額が、電気の使用

者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる」としている。(第四条関係)

そして入札をする場合には、第五条で「再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定する、入札実施指針を定めなければならない」としている。(第五条関係)

入札参加者の対象と落札者決定は、まず入札参加者の条件を「適切な再生可能エネルギー発電事業計画を提出したもの」と規定している。そして、落札者の決定は「供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定する」としている。(第七条第一項から第三項まで関係)

なお、入札業務は「指定入札機関」に行わせることができるともしている。(第七条第十項関係)

この入札に関する問題点・疑問点として、再生可能エネルギー固定価格買取制度が分野別導入戦略目標を持たず、全方位バラマキ型のため、どの発電設備を入札の対象にするのか、太陽光を除き明らかにすることが困難な状況にあると思われる。

また入札制度として、建設分野での「予定価格」に相当する「供給価格上限額」を設定しているため、建設業界でしばしば問題となる「談合」が発生する等、「競争原理」が働かなくなる可能性がある。(表 5-11 参照)

表5-10 「再エネ特措法」改正の概要(2016年(平成28年)2月9日閣議決定)

項目	概要
(1)新認定制度の創設	● 再生可能エネルギー発電事業者の事業計画について、その実施可能性(系統接続の確保等)や内容等を確認し、適切な事業実施が見込まれる場合に経済産業大臣が認定を行う制度を創設する。
(2)買取価格の決定方法の見直し	● 調達価格の決定について、電源の特性等に応じた方式をとることができるようにするため、電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効である場合には、入札を実施して買取価格を決定することができる仕組みを導入する。 また、開発期間に長期を要する電源などについては、あらかじめ、複数年にわたる調達価格を定めることを可能とする。
(3)買取義務者の見直し等	● 広域運用等を通じた再生可能エネルギー電気の更なる導入拡大を図るため、買取義務者を小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。また、買い取った電気を卸電力取引市場において売買すること等を義務づけるとともに、供給条件を定めた約款について、経済産業大臣への届出を義務づける等の措置を講じる。
(4)賦課金減免制度の見直し	● 電気を大量に消費する事業所における賦課金の減免制度について、我が国の国際競争力を強化するという制度趣旨を明確化するとともに、この制度の対象となる事業者の省エネルギーに向けた取組を確認することができるように制度を見直す。

資料：「『再エネ特措法等の一部を改正する法律案』が閣議決定されました」資源エネルギー庁、平成28年2月

表5-11 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案要綱」で示された調達方法等について

二 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達等	
1	調達価格及び調達期間
(1)	経済産業大臣は、必要があると認めるときは、当該年度の翌年度以降に定めるべき調達価格等を当該年度に併せて定めることができるものとする。(第三条第二項関係)
(2)	経済産業大臣は、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の効率的な利用を促進するため誘導すべき再生可能エネルギー電気の価格の水準に関する目標を定めなければならないものとする。(第三条第十二項関係)
2	入札の実施等
(1)	経済産業大臣は、供給価格の額についての入札により再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、入札による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができるものとする。(第四条関係)
(2)	経済産業大臣は、入札による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定をするときは、入札実施指針を定めなければならないものとする。(第五条関係)
(3)	入札実施指針において定められた再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る入札に参加しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならないものとする。(第六条関係)
(4)	経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電事業計画を提出した者のうち、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められる者に対しては入札に参加することができる旨を、当該再生可能エネルギー発電事業計画が入札実施指針に照らし適切なものであると認められない者に対しては入札に参加することができない旨を、それぞれ通知するものとし、経済産業大臣は、入札に参加することができる旨の通知を受けた者を参加者として、入札を実施し、供給価格上限額を超えない供給価格の参加者のうち、低価の参加者から順次入札量に達するまでの参加者をもって落札者として決定するものとする。(第七条第一項から第三項まで関係)
(5)	入札に参加しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとする。(第七条第九項関係)
(6)	経済産業大臣は、指定入札機関に、入札業務を行わせることができるものとする。(第七条第十項関係)
(7)	経済産業大臣は、入札実施指針に従い、入札の結果を踏まえ、入札の落札者における再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等を定め、これを告示しなければならないものとする。(第八条関係)

資料：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律案要綱」再エネ特措法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました、経済産業省、平成28年2月9日